

岩手大学受託研究員規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学(以下「本学」という。)における受託研究員の受入れについて定める。

(定義)

第2条 受託研究員とは、国若しくは地方公共団体又はその他の機関(以下「機関等」という。)の現職技術者又は研究者であって、その機関等の委託により、本学において研究の指導を受ける者をいう。

2 外国の機関等についても前項に準ずる。

(資格)

第3条 受託研究員(以下「研究員」という。)として受け入れることのできる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第67条本文で定める大学院に入学することのできる者又は学長がこれらに準ずる学力があると認めた者とする。

(申請)

第4条 研究員として委託しようとする機関等の長(以下「委託者」という。)は、所定の申請書に委託者の推薦状及び本人の履歴書を添えて学長に願い出なければならない。

(受入れ許可)

第5条 学長は、委託者が委託しようとする部局等の長の同意を得て、受入れを許可する。

(研究の指導)

第6条 受託研究員に対しては、その研究題目に応じて指導教員を定め、高度の研究指導を行うものとする。

(受入れ時期)

第7条 研究員の受入れの時期は、学年の始めとする。ただし、特別の理由があるときは、その年度の中途においても許可することがある。

(研究期間)

第8条 研究員の研究期間は、1年以内とし、その研究は、受入れを許可された日の属する年度内において行うものとする。ただし、研究の必要により委託者が委託の継続を願い出たときは、学長は、部局等の長の同意を得て、更に1年度以内に限りこれを許可することがある。

2 前項の年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(研究の報告)

第9条 研究員は、研究期間の終わりに研究報告を学長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第10条 学長は、研究員がその研究事項について証明を希望するときは、研究証明書を交付

する。

（研究料）

第 11 条 受入れ又は委託の継続の許可があったときは、所定の期間内に別表の研究料を納付しなければならない。

2 既納の研究料は、返還しない。

3 所定の期間内に研究料を納付しないときは、受入れの許可を取り消すものとする。

（配分予算額）

第 12 条 研究員を受入れたときの配分予算額は、別表のとおりとする。

（間接経費）

第 13 条 第 11 条第 1 項で規定する研究料と第 12 条で規定する配分予算額との差額は、研究遂行に必要な管理等の間接的な経費に充てる。

（発明に係る特許等の取扱い）

第 14 条 研究員の発明に係る特許等の取扱いについては、国立学校法人岩手大学職務発明規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）の定めるところによる。

（雑則）

第 15 条 この規則に定めるもののほか、研究員の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 1 月 20 日から施行する。

別表（第11条及び第12条関係）
受託研究員の研究料及び配分予算額

区 分		研究期間	研 究 料	配分予算額
一般の受託研究員	長 期	6か月を超えて 1年以内	541,200円	451,000円
	短 期	6か月以内	270,600円	225,000円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人((注)に掲げるものをいう。以下この表において同じ。)が定める「国内留学制度」による受託研究員	長 期	6か月を超えて 1年以内	541,200円	451,000円
	短 期	6か月以内	270,600円	225,000円
農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人が定める「流動研究員制度」による受託研究員		3か月以内	135,300円	112,000円
農林水産省「農業改良普及職員等資質向上緊急対策事業」による受託研究員	改良普及員	6か月以内	270,600円	225,000円
	専門技術員及び農業研修教育施設等指導職員	3か月以内	135,300円	112,000円

(注)農林水産省農林水産技術会議事務局所管の独立行政法人とは、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所及び水産総合研究センターをいう。